（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに審査企画官、課徴金減免管理官及び上席審査専門官）

第七条　［略］

2　企画室は、次に掲げる事務（審査企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　事件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第四章の規定に係るものを除く。次号及び第四項において同じ。）の審査のために必要な法の解釈及び法の運用の総括に関すること。

［二・三　略］

［３～９　略］

10　上席審査専門官は、命を受けて、不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関する事務に従事する。

（総務管理官）

第九条　［略］

2　総務管理官は、命を受けて、所内の事務（事件の審査に関する事務にあっては、独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査を除く。）に関するものに限る。）を総括整理する。

（審査統括官）

第十条　［略］

2　審査統括官は、命を受けて、所内の事件の審査に関する事務（総務管理官の所掌に属するものを除く。）を総括整理する。

附　則

（上席転嫁対策調査官の設置期間の特例）

第二条　上席転嫁対策調査官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十五号

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第三項の規定に基づき、並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに審査企画官、課徴金減免管理官及び上席審査専門官）	（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに審査企画官、課徴金減免管理官及び上席審査専門官）
第七条　［同上］	**第七条**　［同上］
2　企画室は、次に掲げる事務（審査企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	2　企画室は、次に掲げる事務（審査企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一　事件の審査のために必要な法の解釈及び法の運用の総括に関すること。	一　事件の審査のために必要な法の解釈及び法の運用の総括に関すること。
［二・三　同上］	［二・三　同上］
［３～９　同上］	［３～９　同上］
10　上席審査専門官は、命を受けて、不公正な取引方法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関する事務に従事する。	10　上席審査専門官は、命を受けて、不公正な取引方法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第五号に係るものに限る。）に係る事件についての審査の開始に係る情報に関する調査に関する事務に従事する。
（総務管理官）	（総務管理官）
第九条　［同上］	**第九条**　［同上］
2　総務管理官は、命を受けて、所内の事務（事件の審査に関する事務を除く。）を総括整理する。	2　総務管理官は、命を受けて、所内の事務（事件の審査に関する事務を除く。）を総括整理する。
（審査統括官）	（審査統括官）
第十条　［同上］	**第十条**　［同上］
2　審査統括官は、命を受けて、所内の事件の審査に関する事務を総括整理する。	2　審査統括官は、命を受けて、所内の事件の審査に関する事務を総括整理する。
附　則	**附　則**
（上席転嫁対策調査官の設置期間の特例）	（上席転嫁対策調査官の設置期間の特例）
第二条　上席転嫁対策調査官は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。	**第二条**　上席転嫁対策調査官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。